

第23回 大阪大学高等司法研究科アドバイザリーボード議事要旨

開催日時 令和7年2月18日（火） 13:57～15:18
開催方法 対面開催
開催場所 法経研究棟4階 大会議室（大阪大学豊中キャンパス）
出席者

【アドバイザリーボード委員】 ※五十音順 ※以下議事要旨には委員と表記

前豊中市副市長	足立佐知子 氏
北浜法律事務所・外国法共同事業 弁護士	滝口 広子 氏
関西大学大学院法務研究科 研究科長	多治川卓朗 氏
毎日新聞大阪本社 社会部記者（前東京本社論説委員）	玉木 達也 氏
前青雲会会長	西尾 公一 氏
京都大学大学院法学研究科 教授（元大阪高等裁判所部総括判事）	本多 俊雄 氏
カナデビア株式会社 名誉顧問	古川 実 氏

【大阪大学大学院高等司法研究科】※以下教授

研究科長	松本 和彦
副研究科長	藤本 利一
副研究科長	野呂 充
教務委員会委員長	片桐 直人
アドミッション委員会委員長	松井 和彦
FD・教育企画委員会委員長	青竹 美佳
学習サポート委員会委員長	松尾 健一

【大阪大学大学院法学研究科】

研究科長	武田 邦宣
副研究科長	長田 真里
副研究科長	上川龍之進

- 議事に先立ち、高等司法研究科長の挨拶、各委員及び大学関係者の自己紹介があった後、アドバイザリーボードの委員長については、委員の互選により本多委員を選出した。

議題：法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの進捗状況の報告及びOUマスタープランについて

【以下、概要】

- 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム（以下、「加算プログラム」という。）の進捗状況について、まず野呂副研究科長から総括的な説明があった後、個々の取り

組み内容について、片桐教務委員会委員長、松井アドミッション委員会委員長、青竹FD・教育企画委員会委員長、松尾学習サポート委員会委員長及び藤本副研究科長からそれぞれ報告があった。

- OUMasterプランについて、松本高等司法研究科長から報告があった。
- 大学側からの説明の後、委員から次のとおり発言があり、大学側から回答があった。
(委員)

法科大学院の膨大な評価業務の負担軽減を図りつつ、司法試験合格という実務目標と法律的素養を持つ人材輩出という大きな目標達成のため、大阪大学法科大学院の理念・ビジョンを再確認し、学生のモチベーション向上に重点を置くべきだ。そのため、加算プログラムの指標にとらわれず、目標達成のための教育を重視し、法律の授業だけでなく、実務家による講演会等、学生のモチベーション向上策を積極的に展開していく必要がある。スモールステップメソッドに加え、教員向けには学生のモチベーション向上につながる教育手法の周知徹底が重要である。

大阪大学法科大学院における未修者教育の重要性や、司法試験合格者数増加に向けた修了生ケアの現状、そして数値目標と門戸開放の相反するベクトルへの大学側の姿勢に関して説明をいただきたい。具体的には、スモールステップメソッドにおけるKPIの母集団規模、加算プログラムにおけるKPI設定の上方修正の可能性、コンタクトティーチャー面談の効果測定と実施率向上を阻害する要因（学生側のモチベーションの問題か教員側の多忙か）、面談内容の教員間での共有方法、高等司法研究科教員の研究内容（特に法科大学院教育との関連性）、そしてアクティブラーニングにおける対面授業の実質性の判断基準についての詳細な説明をいただきたい。

(大学側)

(未修者教育)

大阪大学法科大学院では、未修者（約25～30名、うち女性比率50%）に対し、効果的な教育方法を模索している。当初導入したソクラティック・メソッドは、学生の知識定着に課題があり、未修者にとって学習効率の低下につながることが判明した。代替として講義式授業を試みたものの、今度は情報量の多さから消化不良を招く結果となった。

こうした課題を解決するため、本研究科は「対面授業の実質化」を目指している。これは、学生が事前の学習を通じて一定の知識を習得した上で授業に臨み、授業内では双方向的な経験を通して知識の活用能力を養うことを目的としている。

(学生のモチベーション向上のための取組)

学生のモチベーション向上のための具体的な取組としては、下記のものを挙げることができる。

1. 多様な進路支援：司法試験後の後期に、多様な進路に対応するための授業を設けている。これは近年のロースクールの傾向に合わせたものである。

2. 公法系授業での例：「性同一性障害特例法」や旧優生保護法に関する違憲判決等を題材に、原告側弁護士を講師として招き、学生の問題意識醸成やロールモデル提示に繋げている。講師は大阪または関西で活躍する方を中心に選定し、「大阪らしさ」も意識している。
3. 課題研究での例：学生自身の問題意識に基づくレポート作成型の授業である。従来は2年次の研究志望者向けであったが、より多くの学生に研究の機会を提供するため、1年次後期と3年次にも開講し、1年次では5～10名の受講がある。

（科研費の獲得）

大阪大学法科大学院は、実務法曹養成のための専門職大学院という特殊な位置付けでありながら、大阪大学の一員として大学全体の目標にも対応する必要がある。具体的には、大学全体の目標である研究資金獲得のため、本研究科も科研費獲得のKPI達成を求められている。これは、法科大学院設立当初からの理論に基づいた法曹養成という目標、そして研究者教員の配置を前提とした「研究者＝研究資金獲得」という大学側の発想に基づいている。大学本部は専門職大学院の特性を理解しつつも、共通の数値目標達成の観点から科研費獲得KPIを設定しており、本研究科もこれを現状では受け入れている。しかし、本研究科が追及する「社会の求める実務法曹の養成」という目標と国際卓越研究大学を目指す大阪大学全体の目標との間に微妙なズレが生じることもあるため、外部から見たとき本研究科の活動内容が分かりにくくなるという課題も抱えている。

（コンタクトチャートシステム）

コンタクトチャートシステム（コンティ面談）は、今年度通算81.5%の実施率で対面にて行われている。原則年2回だが、3年生は今年度、在学中受験のため9月に1回のみの実施となった。一部の成績の振るわない学生が面談に応じないケースがあり、任意ベースのため対応に苦慮している。面談内容は、在学中受験やCBTなど時事的なトピックに関する意見交換、学生の人生相談など多岐に渡り、その内容はExcelシートに記録し、コンティシステムを用いて教員間で共有し、教授会にも定期的に報告されている。

（修了生のケア）

本研究科の修了生は司法試験へのチャレンジ率が高い傾向にある。しかし、大学執行部にこの現状を報告した際、修了生への支援継続よりも合格率向上のため在学生支援に注力すべきとの意見をもらったことがある。修了生の努力を間近で見ている研究科としては継続的な支援をしたいと考えているが、法科大学院全体の合格率向上という点から見ると、リソースの配分に課題があるということもできる。